

佐賀労働局発表

令和8年8月28日（金）

担 当	厚生労働省佐賀労働局雇用環境・均等室	
	室 長	副島 正子
	雇用環境改善・均等推進監理官	亀山 裕美
	TEL 0952-32-7218	
	https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/	

報道関係者 各位

令和8年10月1日からパートタイム・有期雇用労働者に関する ルールが変わります

～ 法改正前説明会・相談会を開催します ～

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を推進するため、「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正され、令和8年10月1日から施行されます。

主な改正内容は、雇い入れ時の労働条件明示事項の追加・同一労働同一賃金ガイドラインの改正、待遇差についての説明方法です。

佐賀労働局（局長 田之上 英治）では、事業主や人事労務担当者を対象として、施行に向けた準備を進めていただくための法改正への対応についての説明会・相談会を開催します。

○説明会（別添資料2）

- ・開催日時 令和8年9月17日（木） 13：30～16：30
- ・会 場 アバンセ （ 佐賀市天神3丁目2-11 ）

○相談会（別添資料3）

- ・期間 令和8年9月1日（火）から9月30日（水）まで 平日9:00～17:00
- ・対応機関 佐賀労働局雇用環境均等室 佐賀働き方改革推進支援センター
- ・対応方法 電話、対面 佐賀働き方改革推進支援センターでは訪問支援にも対応

別添資料

- 1 パートタイム・有期雇用者に関するルールが変わります
- 2 職場のハラスメント防止対策を考えるセミナー
- 3 パートタイム・有期雇用労働法改正前駆け込み相談会
- 4 佐賀働き方改革推進支援センター案内

パートタイム・有期雇用労働者に関する ルールが変わります (令和8年10月1日施行)



パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、
「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正されました。

- ① 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！ 【パート・有期法施行規則】
- ② 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！ 【告示】
- ③ 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！ 【告示(雇用管理指針)】

1 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！【パート・有期法施行規則】

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に加え、新たに「**待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる**」旨の明示が必要となります(違反した者は10万円以下の過料に処されます)。

- | | | |
|--|---|-------------|
| ☐ 昇給の有無 | } | 現行の
明示事項 |
| ☐ 退職手当の有無 | | |
| ☐ 賞与の有無 | | |
| ☐ 相談窓口 | | |
| ☐ 待遇の相違等に関する説明を
求めることができる旨 | } | 新たな
明示事項 |

改正後の
モデル労働条件
通知書はこちら



[https://www.mhlw.go.jp/
content/
11650000/000815925.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000815925.pdf)

2 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！

【告示】

パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、待遇(基本給や各種手当、福利厚生など)について不合理な差を設けることを禁止しています(いわゆる「同一労働同一賃金」)。

「同一労働同一賃金ガイドライン」は、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例などを示したものです。

今般、ガイドラインに新たに追加された内容は、裏面のとおりです。

改正後の
ガイドラインについて
詳しくはこちら



〈新たに追加された内容〉

- ・賞与(記載の充実)
- ・退職手当(新規追加)
- ・無事故手当(新規追加)
- ・家族手当(新規追加)
- ・住宅手当(新規追加)
- ・福利厚生施設(記載の充実)
- ・病気休職(記載の充実)
- ・夏季冬季休暇(新規追加)
- ・褒賞(新規追加)



PICK UP!

自社の状況が
ガイドライン等の
内容に沿ったもの
になっているか確認
してみましょう。

〈賞与・退職手当〉

- 賞与・退職手当の目的には、労務の対価の後払い、功労報償等の様々な目的が含まれます。
- これらの目的が妥当するにもかかわらず、パートタイム・有期雇用労働者に対し、正社員との間の職務の内容等の違いに応じた均衡のとれた内容を支給しない場合、不合理と認められる可能性があります。

〈住宅手当〉

- 住宅手当が「転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給されるもの」である場合、正社員と同一の転居を伴う配置の変更があるパートタイム・有期雇用労働者には、正社員と同一の住宅手当を支給しなければなりません。

〈夏季冬季休暇〉

- パートタイム・有期雇用労働者にも、正社員と同一の夏季冬季休暇を付与しなければなりません。

3 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！

【告示(雇用管理指針)】

パートタイム・有期雇用労働法では、正社員とパート・有期雇用労働者との間で待遇差がある場合、事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあれば、①待遇差の内容や理由、②法第6条から第13条までの措置を講じるに当たって考慮した事項を説明しなければなりません。説明に当たっては、次の点に留意しましょう。



- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」のいずれかにより説明しましょう。
- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」による場合には、説明に活用した資料等を交付することが望ましいです。
- 資料を交付することが困難な場合であっても、事後に求めがあったときは当該資料を閲覧させる等の工夫をするよう努めましょう。



その他の改正内容や上記の内容の詳細については同一労働同一賃金特集ページへ



就業規則の整備等の労務管理に関するお問い合わせは
働き方改革推進支援センターへ



同一労働同一賃金に関するお問い合わせは
佐賀労働局雇用環境・均等室へ

受付時間 8:30-17:15(土日・祝日・年末年始を除く)



佐賀労働局

職場のハラスメント防止対策
を考えるセミナー定員
300名事前
予約制参加費
無料2026年
10月1日より

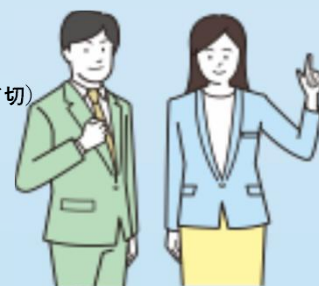
カスタマーハラスメント、
求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。
本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。

日 時

2026年 9/17 (木) 13:30～
(受付開始 13:00)

※申込〆切：9月10日（定員に達し次第〆切）

会 場

アバンセ 佐賀県男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター
(佐賀市天神3丁目2-11)

プログラム

13:30～ 第1部 ハラスメント防止対策について

- ・カスタマーハラスメント防止対策
- ・就活セクシュアルハラスメント防止対策
- ・メンタルヘルス対策

14:30～ 第2部 同一労働同一賃金等について

- ・パートタイム有期雇用労働法、同一労働同一賃金ガイドライン
- ・女性活躍推進法、両立支援対策
- ・働き方改革推進支援センターの紹介

対 象

企業の人事・労務担当者・経営者/管理職の方々

申込方法

「あかるい職場応援団」（厚生労働省が運営するポータル
サイト）からお申し込みください。●お申し込みのURL→https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/countermeasure/briefing_session/#saga

※定員の都合上、各企業1名までのご参加をお願いいたします。

※申込〆切：説明会開催の7日前とさせていただきます。

「あかるい職場応援団」HP

法改正の大きなポイント

カスタマーハラスメントって？

職場での「カスタマーハラスメント」とは、①～③を全て満たすものをいいます。

- ①顧客等の言動であって、
- ②そこで働く労働者が従事する業務の性質・その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

カスタマーハラスメント防止のために
講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- カスタマーハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc...

求職者等に対する
セクシュアルハラスメントって？

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により、求職者等による求職活動等が阻害されるものを言います。

- 求職者等：求人への応募者のほか、企業の採用に資する活動への参加者や、教育実習や看護実習などの実習を受けるものを含みます。
- 求職活動等：企業の採用面接への参加、就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習・看護実習等の受講 etc...

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止の
ために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- 求職者ハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc...

説明会に関する
お問い合わせはこちら

佐賀労働局雇用環境・均等室

0952-32-7218 (受付時間 平日8:30～17:15)

まだ間に合う！

パートタイム・有期雇用労働法改正前

駆け込み相談会

相談
無料

法改正への対応はお済みですか？

事業主・人事労務担当者向け

来所相談・電話相談に対応

働き方改革推進支援センターでは訪問支援にも対応

相談期間 9月1日～9月30日

(土日祝日除く 9時～17時)

予約優先 (予約なしでも相談可能)

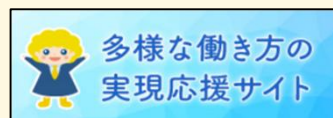
【主な相談内容】

- ・法改正への対応
- ・就業規則の見直し
- ・労働条件・待遇差の点検
- ・同一労働同一賃金への対応
- ・その他労務管理に関する相談

相談対応

佐賀労働局 雇用環境・均等室

佐賀働き方改革推進支援センター



パートタイム・有期雇用労働法

お問い合わせ・来所先

■ 佐賀労働局 雇用環境・均等室

〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎5階

☎ 0952-32-7218

■ 佐賀働き方改革推進支援センター

〒840-0843 佐賀市川原町8-27 平和会館1階

☎ 0120-610-464



秘密厳守 お気軽にご相談ください

お問い合わせはこちら

佐賀労働局雇用環境・均等室

0952-32-7218



佐賀労働局HP



令和8年度 厚生労働省委託事業
「中小企業・小規模事業者等に対する
働き方改革推進支援事業」



別添 4
YouTubeチャンネル始めました▶



中小企業事業主等の皆様へ



働き方改革

お悩みに寄り添います

Q カスハラの
対応をしたい!

A 対応をご説明
しましょうか



Q 人手不足を
解消したい!

A 人材育成研修を
しませんか



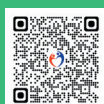
Q 残業のない
働き方を知りたい!

A 好事例と法制度を
ご案内しましょうか



Q 補助金・助成金
を利用したい!

A ご案内
します



補助金(中小企業庁)

助成金(厚労省)



Q 社員研修を
したい!

A 資料提供や講師を
しましょうか

働き方改革に関する様々な課題に**社会保険労務士**がお答えします。

佐賀産業保健総合支援センター



佐賀県よろず支援拠点



とも連携!

ご利用
いただける
サービス



電話相談



メール相談



来所・訪問相談



セミナー
社員研修

相談無料

秘密厳守

佐賀働き方改革推進支援センター



HP▶



Youtube
チャンネル▶

〒840-0843
佐賀市川原町8番27号
平和会館1階



MAP▶

開所時間 平日 9:00~17:00 ※年末年始を除く

E-mail saga@workstylereform.net

TEL 0120-610-464

FAX 0952-20-1541

受託実施機関



全国社会保険労務士会連合会